

平成31年4月10日

人事院事務総局職員福祉局長

「放射線障害に関する公務上の災害の認定について」の一部改正について（通知）

「放射線障害に関する公務上の災害の認定について（昭和57年9月30日職補—609）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月10日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）第3条第1項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事し、又は従事していた職員に、急性放射線症、急性放射線皮膚障害、慢性放射線皮膚障害、白内障	1 人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）第3条第1項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事し、又は従事していた職員に、急性放射線症、急性放射線皮膚障害、慢性放射線皮膚障害、白内障

、放射線造血器障害（白血病及び再生不良性貧血を除く。）又は白血病が発生した場合で、それらの疾病に応じ、それぞれ以下に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、医学上療養が必要であると認められるときは、人事院規則 16-0（職員の災害補償）別表第 1 第 2 号の 5 又は同表第 7 号の 1 4 に該当するものとして取り扱うものとする。

(1)～(6) （略）

2 （略）

3 人事院との協議による認定

放射線にさらされる業務に従事し、又は従事していた職員に放射線障害が発生した場合で、次の(1)、(2)又は(3)に該当するときは、取扱いの統一を期するため、当分の間、それぞれ関係資料を添えて人事院事務総局職員福祉局長に協議するものとする。

(1) （略）

(2) 人事院規則 16-0 別表第 1 第 2 号の 5 又は同表第 7 号の 1 4 に掲げる疾病のうち、前記 1

、放射線造血器障害（白血病及び再生不良性貧血を除く。）又は白血病が発生した場合で、それらの疾病に応じ、それぞれ以下に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、医学上療養が必要であると認められるときは、人事院規則 16-0（職員の災害補償）別表第 1 第 2 号の 5 又は同表第 7 号の 1 3 に該当するものとして取り扱うものとする。

(1)～(6) （同左）

2 （同左）

3 人事院との協議による認定

放射線にさらされる業務に従事し、又は従事していた職員に放射線障害が発生した場合で、次の(1)、(2)又は(3)に該当するときは、取扱いの統一を期するため、当分の間、それぞれ関係資料を添えて人事院事務総局職員福祉局長に協議するものとする。

(1) （同左）

(2) 人事院規則 16-0 別表第 1 第 2 号の 5 又は同表第 7 号の 1 3 に掲げる疾病のうち、前記 1

<p>により基準が示されていないものが発生した場合</p> <p>(3) 人事院規則 16-0 別表第 1 第 7 号の 1 4 に掲げられていない放射線障害で、放射線にさらされる業務に従事することによって発生すると認められる疾病が発生した場合</p>	<p>により基準が示されていないものが発生した場合</p> <p>(3) 人事院規則 16-0 別表第 1 第 7 号の 1 3 に掲げられていない放射線障害で、放射線にさらされる業務に従事することによって発生すると認められる疾病が発生した場合</p>
--	--

以 上